⑤

（団体名）　　会則

（名称）
第１条 この会は、（団体名）　　（以下「本会」という。）と称する。
（事務所）
第２条 本会の事務所は、会長（責任者）宅に置く。
（目的、活動内容）
第３条 本会は、（活動内容）　　に関する活動（事業）を行うことにより、住民の教養の向上、健康の増進、地域ボランティアすることを目的とする。
① 公民館まつりの参加及びお手伝いや、地域において敬老会等、福祉施設へのボランティア活動を行う。
② その他本会の目的を達成するために必要な事項。
（会員の資格）
第４条 この会の会員は、次の通りとする。
会員は、５人以上で四街道市在住、在勤(在学も含む)が半数以上とし本会の目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
（会費）
第５条 会費は、次のとおりとする。
２ 会費は次の各号に掲げるとおりとする。
（１）会費　月額・半年額・年額・都度　　円
（役員）
第６条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。
責任者 １名 （名前）　　会計 １名 （名前）　　
（役員の職務）
第７条 会長（責任者）は、会務を総理し、その業務を統括する。
２ 会計は、本会の出納事務を担当する。
（役員の任期）
第８条 役員の任期は　　年とする。ただし、再任を妨げない。
（会計）
第９条 本会の経費は、会費、雑収入、その他をもって充てる。
２ 本会の会計年度は、　　月　　日から　　月　　日までとする。
３ 本会は、会員に対して１年に１回以上の会計報告を行う。
（その他）
第１０条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。
付 則
1 この会則は、令和　　年　　月　　日から施行する。